

会 議 録

審議会等の 名称	平成30年第6回教育委員会（定例会）
開催日時	平成30年4月24日（火）14：00～15：20
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、井上社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （1）教科書以外の教材の使用承認について 協議事項 （1）平成30年度課題・懸案事項等について
	藤本教育長 ただいまから、平成30年第6回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、佐藤委員さんと宮原委員さんをお願いしたいと思います。 本日は、議案1件、協議事項1件となっております。 公開・非公開を確認する議案はございませんので、順番どおりはじめたいと思います。 それでは、議案第1号「教科書以外の教材の使用承認について」事務局から説明をお願いします。
	重枝学校教育課長 それでは、議案第1号「教科書以外の教材の使用承認について」、御説明申し上げます。 議案資料①の1ページをお開きください。 本議案は、山口市立学校管理規則第3条にあります「学校が教科書の発行されていない教科及び道徳の主たる教材として、児童又は生徒に使用させる教科用図書（以下「準教科書」という）については、教科書以外の教材の使用承認願によりあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない」という規定によりまして、山口市立小中学校から使用承認願が出ております。 準教科書につきましては、昨年度まで、小学校の体育と小中学校の道徳がこれに当たっておりましたが、小学校の道徳が、特別の教科道徳となりましたことから、本年度は小学校の体育と中学校の道徳がこれに当

	たり、各小中学校から本年度分の承認願が提出されているところでございます。 平成30年度の教科書以外の教材使用図書につきましては、各学校から提出されたものを資料②の1ページと2ページにお示ししております。 1ページには、小学校体育についてまとめております。 22校が体育の副読本を使用しており、その全ての学校が県の小体連編集の「わたしたちの体育」を採用したいとしております。 値段の違いにつきましては、購入年の違いによるものでございます。 使用学年のところに、「1～6年」とある学校につきましては、その学年の児童が個人で購入をして使っているということを示しております。備えつけの「備」という漢字が入っているところにつきましては、学校備えつけにしているというところでございます。 2ページをお開きください。 2ページには、中学校の道徳をまとめております。 表の下の方欄にお示ししておりますけれども、廣済堂あかつきを採用する学校が多くございます。 値段の違いにつきましては購入年による違い、学年のみ示しております学校は個人での購入、「全備」、備えつけの備の字とある4校と「1、3年備」とある1分校につきましては、学校で購入し備えつけにしているところでございます。 お手元へ、実物見本として、道徳またはわたしたちの体育の申請本をお届けしております。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。
	藤本教育長 それでは、議案第1号につきまして、意見、質問等はございませんでしょうか。宮原委員。
	宮原委員 少しだけ見本を見させていただく時間をいただけますか。
	藤本教育長 それでは少し時間をとりましょう。
	宮原委員 お願いします。
	藤本教育長 何か御意見はございますか。山本委員。
	山本委員 全備と記してあるのは、配当予算の中から校費負担で、買っているのですか。
	藤本教育長 重枝学校教育課長。
	重枝学校教育課長 過去の学校配当予算で購入をして、そのまま備えつけているという状況もございます。
	山本委員 その逆に、個人購入の場合には、その年に手出しということですね。配当予算で買った学校は、その配当予算は目減りをするということですね。
	重枝学校教育 委員のおっしゃるとおりでございます。

	育課長	
	山本委員	わかりました。
	藤本教育長	その他、ございますか。
	山本委員	もう1件よろしいですか。 わたしたちの体育ですけれども、実は先週、県市町合同の教育委員の研修会の懇親会の折に、私の隣に座った和木町の教育委員さんがスポーツ少年団の体操をやっている方で、その方がこぼしていたのが、それだけでなく体育の時間数が少なくなっちゃって、その分、私たちのスポーツ少年団にしわ寄せが来ていると。もっと学校で体育をやってくればいいのかという話でしたが、それは現実に時間が減って、今は、週2.5時間ですかね。その中で、この教科書を有効に使うということについて、ぜひとも有効な使い方というのを学校で工夫していただきたいという、私の願いです。これを見ると、いい情報がたくさん入っているので、これをぜひ子どもたちに活用してもらいたいと思います。 以上です。
	藤本教育長	重枝学校教育課長。
	重枝学校教育課長	各学校におきましては、この本をもとに、教材の扱い方、ボールの使い方であったり跳び箱の跳び方であったり、そういうことをしっかりと子どもたちと話し合いをしながら運動を進めていると。その中で、感想やいろいろな考え方をこの本の中に書き込むという活動も行っておりますので、これからまたしっかり指導してまいりたいと考えております。 以上でございます。
	藤本教育長	よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。竹内委員。
	竹内委員	小学校体育の、米印のところは使っていないということですか。
	藤本教育長	重枝学校教育課長。
	重枝学校教育課長	米印が入っているところは、今回使用していないところでございます。
	藤本教育長	それでは、よろしいでしょうか。 ほかに意見や質問等がないようでしたら、議案第1号につきまして承認される方は挙手でお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、協議事項に移ります。 協議第1号の「平成30年度課題・懸案事項等について」、事務局から説明をお願いいたします。中村教育総務課長。
	中村教育総	それでは、協議第1号「平成30年度課題・懸案事項等について」の

	務課長 うち、まず教育総務課所管分につきまして御説明をさせていただきます。 資料③でございます。1 ページをお開きください。 まず、学校の適正規模・適正配置についてでございます。 平成27年1月、国におきまして、公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引きが公表され、学校規模の適正化に当たり、1 学年1 学級以下の小中学校につきましては、統廃合も含めた今後のあり方を、設置者でございます市町村において改めて検討がなされるよう指針が示されているところでございます。 本市におきましては、平成20年8月に、山口市立学校適正規模適正配置基本方針を策定いたしておりまして、この方針の中で、小学校につきましては5 学級以下・31 学級以上、中学校は6 学級以下・31 学級以上の過小規模校と過大規模校の適正化を検討することといたしておりまして、国が策定されました手引きの基準とおおむね合致しているところでございます。この基本方針の中では、適正化の進め方として、学校や地域との協議を進め、具体的な統合の時期や転校後の子供たちの通学手段の確保等について、合意形成を図りながら進めていくことといたしております。 教育委員会といたしましては、子どもたちにとって最も望ましい形を最優先に考えるとともに、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら、丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。 続きまして、2、学校給食についてでございます。 学校給食費の公会計化でございます。 働き方改革の取り組みといたしまして、平成29年12月に文科省が学校における働き方改革に関する緊急対策を示され、その中で、学校給食費につきましては公会計化することを基本とした上で、先行事例も踏まえて、文科省において、今後、公会計化導入に向けたガイドラインを作成し各地方公共団体に公会計化を促す必要があると記載されているところでございます。 学校給食費を公会計化いたしますと、一般的に徴収・管理システムの整備や保守、会計事務を行う職員の配置が必要であること、食材の発注において地元業者への影響等も考えられるところでございますが、本市の教員の勤務状況等を検証いたしながら、国の動向も踏まえまして、その対応について検討を始める必要があると考えているところでございます。 教育総務課所管分についての説明は、以上でございます。
	藤本教育長 続けていきましょう。それでは、伊藤教育施設管理課長。
	伊藤教育施設管理課長 続きまして、教育施設管理課分でございます。 教育施設管理課でございますが、平成26年度に改訂いたしました山口市学校施設整備方針について、その着実な実行が本課事業の柱となっ

ております。

同方針に基づきまして、老朽化が著しい施設の大規模改造、吊り天井撤去、トイレ改修、プール改修、放送設備改修、ＩＣＴ環境の整備などに着手しております。

こちらの山口市学校施設整備方針の具体的な取り組みとして３つの柱がございまして、この３つの柱について、それぞれ説明してまいります。

まず、１つ目でございますが、学校施設の増改築事業でございます。

学級数増への対応でございますが、児童数及び学級数の増加が見込まれる学校について、普通教室確保のため、校舎の増改築及び改修により、その改善を図ることとしてしております。

小郡南小学校について、今年度、普通教室３室の増築工事を行います。が、完成前の児童増に対応いたしますため、昨年度、既存校舎の改修で普通教室を１室確保したところでございます。

続いて、２番目の柱、学校施設の長寿命化事業でございます。

（１）として、長寿命化計画の策定を挙げております。

国のインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、平成３２年度までに策定をするよう義務づけられたところでございます。

本市は、現行の山口市学校施設整備方針に基づいた山口市学校施設の長寿命化計画を、平成３１年度中の策定を目指して、本年度は昨年度に引き続きまして、策定に向けた現地調査と計画策定準備を行うこととしておりましたが、国が策定を強く求めていますことから、少し前倒しする方向で準備しているところでございます。

（２）の校舎大規模改修でございます。

老朽化対策のため、校舎の大規模改修を年次的に実施しております。ことしにつきましては、阿知須中学校、白石小学校校舎について準備いたしているところでございます。

（３）のプール改修・建て替えでございます。

プール改修につきましては、大規模改修、リフレッシュにより改修いたすこととしております。このうち、老朽化が深刻かつ低学年槽がない場合については建てかえとする方針でございます。

建てかえについては、大歳小学校を昨年度から引き続いて実施しております。

大規模改修、リフレッシュ工事については、御覧のとおりでございます。

このうち、阿東中については、ここには挙げておりませんが、昨年工事が終わる予定でございましたが、想定より傷みが大きかったということで、工事を延長して、現在も実施中でございます。

（４）のトイレ洋式化でございます。

こちらについては整備ができておりますが、改修を進めていくこと

	にいたしております。洋式トイレが全くない、または著しく少ない校舎について、洋式トイレの設置にあわせた改修を行っていくことといたしております。 下に表がございますが、本市は、平成28年4月1日現在、全国におくれをとった形で34.8%でございます。この後、35.89%に上昇しており、平成32年度での50%達成を目指しているところでございます。 今年につきましては、小郡南小学校、阿知須中学校、秋穂中学校を予定しております。 3本の柱の3つ目、学校施設の安心安全推進事業でございます。 (1)-1、非構造部材の耐震化のうち、吊り天井撤去でございます。大地震時に落下のおそれのある非構造部材の耐震化として、まずは吊り天井の撤去を行うことといたしております。 本市は、平成27年度末、本体の耐震化は100%を実現いたしましたが、吊り天井対策率は低い状況でございます。この下の表では、本市が100%になったことを県と国との比較であらわしております。 ページをめくりまして、4ページ、上の表でございますが、吊り天井対策率、去年の4月1日現在で62.7%でございました。本年4月1日現在、82.3%に上昇いたしましたが、残る吊り天井は10棟でございます。本年度、残り10棟全ての吊り天井を撤去し、吊り天井対策率を100%とする予定でございます。 (1)-2の非構造部材の耐震化として、吊り天井以外がございます。これは、照明器具等でございます。 こちらは、今年度から設計に進みたいと考えております。 真ん中の表でございますが、屋内運動場の非構造部材落下防止対策率、こちら本市は15.7%、今年度に至っても35.2%にしかになっておりません。残り33棟でございます。うち10棟は、吊り天井撤去と同時に対策をいたします。残る23棟の耐震化を進めていくことといたしております。本年度の耐震化設計といたしましては、御覧の4校を予定いたしております。 (2)の防災機能強化といたしましては、災害時に避難所となる屋内運動場について、多目的トイレの整備を行っております。多目的トイレの整備については、御覧の2校の整備を予定いたしております。 教育施設管理課からは以上でございます。
藤本教育長	続きまして、学校教育課。重枝学校教育課長。
重枝学校教育課長	学校教育課の説明をさせていただきます。 5ページの上のところに、1、就学援助制度の見直しについてということで、まず挙げさせていただいております。 子どもの貧困につきまして、大変大きな問題となっております。その

対策の一つといたしまして重要な役割を果たしているのが、この就学援助制度でございますけれども、本当に支援が必要な人たちへ支援を保障するため、制度の見直しが必要な時期に来ているのではないかとということが考えられます。

持続可能な制度として、財政面でも健全性を維持しつつ貧困家庭への支援を充実させるために、比較的所得の多い世帯を援助対象から外すなど、その一部を貧困家庭への支援充実に充てることが考えられるということで、昨年度開催いたしました就学援助制度適正化検討委員会の意見等も踏まえながら、今後、適切な需要額区分の認定の検討を行っていくというところでございます。

検討課題として、下に4つ示しておりますけれども、上から2つ目、比較的経済的に余裕がある階層（区分3）の廃止の可否、このあたりも含めまして、一番下に黒丸で入れておりますけれども、次期就学援助制度適正化検討委員会の開催等についても考えていくというところでございます。3年に1度の検討委員会でございますして、昨年度、29年度に開催しておりますので、予定でいけば、32年度あたりに開催ということになっております。

続きまして、新学習指導要領への対応に向けてということで、3点挙げさせていただいております。英語教育と、次のページに出しておりますが、プログラミング教育、そして道徳教育、これらへの対応ということでございます。

まず、英語教育についてでございますけれども、5ページの下のところに記載しておりますが、ALTにつきましては、昨年度から今年度にかけて増員をいたしまして、今年度、12人のALTが山口市内の小中学校を回っております。

ただ、形態につきましては、そこに載せております業務委託型とそれから直接雇用とがございまして、それらのよさと課題がでてきているところでございます。今後、雇用期間等も含めまして、どのような形態がいいのかということを検討していく必要があると考えております。

また、新学習指導要領への移行期間から全面実施にかけて、特に小学校教員の英語科に対する指導の充実のために、放送大学との連携事業を予定しております。中核となる教員を20人程度、受講料の半分の補助して放送大学で学ばせて、その技術を指導に生かしていくというものでございます。

続きまして、6ページのプログラミング教育についてでございます。

プログラミング教育につきましては、整備が進んでおります電子黒板やタブレット端末等も活用しながら、2段落目に記しておりますけれども、プログラミング的思考、このあたりが子どもたちに育まれるように取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

	道徳教育につきましては、本年度、小学校で特別の教科道徳がスタートをいたしました。今年度は、来年度から始まる中学校の教科書採択の年に当たります。授業づくりや評価等、実践を通しながら指導を重ねていきたいと考えております。 3番の教職員の働き方改革についてでございます。 教職員の業務につきましては、多忙化等の問題もあり、さまざまところで検討がされているところでございますけれども、（１）に示しております部活動指導員配置事業、それから（２）に示しております教員業務アシスタント配置事業、（３）地域連携アシスタント配置事業につきまして、それぞれお示ししております部活動の支援については15人、業務アシスタントについては7人、地域連携アシスタントについても7人を配置する予定としております。 現在、県から要綱がおりてきた状況でございますので、今後、できるだけ早く学校と連携しながら配置をすすめてまいりたいと考えております。 4番、校区の弾力的運用につきましては、中山間地域における児童・生徒数の減少が進んでおり、校区の見直しの一つとして小規模特任校制度というのがございます。これらも視野に入れながら、検討をしていかなければいけないということも考えておりますし、また小郡地域の人口増加における小学校区の見直し等につきましても、先ほどありました施設の増築等とあわせまして、検討していかなければいけない課題であると考えております。 学校教育課からは以上でございます。
藤本教育長	井上社会教育課長。
井上社会教育課長	それでは、社会教育課所管分につきまして御説明をいたします。 社会教育課は、5つの課題・懸案事項等を記載しております。 まず、1つ目の家庭教育支援についてでございます。 家庭教育支援につきましては、2つ事業を持っております、育児不安を抱える保護者に対する家庭教育支援施策として取り組んでおります。 まず、実施状況といたしまして、1つ目の子育て講座開催事業でございます。 これは、主に、家庭教育講座子そだてマナビィを開催しております、知育・徳育・体育・食育で各それぞれの地域で開催しております。そして、就学時健診時等の機会を利用して、全小学校で新しく入学される保護者を対象に、子育て講座を開催しております。これらにつきましては、家庭教育支援の広報誌のはつらつで、市内の小中学校、幼稚園、保育園、認可外保育所等を対象に配布をしております。 2つ目の、家庭教育訪問支援事業につきましては、子育てやしつけな

ど、家庭教育に不安や悩みを抱える保護者からの相談を専門のダイヤルで受け付けておりまして、家庭教育アドバイザーを派遣する制度でございます。

家庭教育アドバイザーにつきましては、平成30年度から家庭教育支援訪問員から名称変更しております。

平成25年度から29年度の実績については、以下の表のとおりでございます。

これらの懸案事項といたしましては、文部科学省が家庭教育支援チームの登録制度を設けておりまして、身近な民生委員・児童委員さんなどによる主体的な活動を推奨しております。

今年度からは、家庭教育アドバイザーを昨年度の11名から20名に増員いたしまして、今後、市内全域を網羅した子育て講座や地域でのワークショップなどの取り組みを開催しようというものでございます。昨年度は、湯田地域で文部科学大臣表彰を「ゆだ・かべり」が受賞しております。

次、2番目の地域協育ネット推進事業でございます。

地域協育ネットは平成23年度に開始されておりまして、中学校区をひとまとまりとして、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援するための教育支援体制づくりを行う山口県独自の取り組みでございます。これは、学校教育課が所管しておりますコミュニティ・スクールと合わせて、学校・家庭・地域が連携・協働するやまぐち型地域連携教育の柱となっているものでございます。

昨年度は、学校教育課のコミュニティ・スクールと一体的な推進を目指しております地域連携推進室において、学校教育、社会教育との方向性を共有して取り組んでおります。3本柱といたしまして、「地域と学校の課題解決」「ふるさと学習」「家庭教育支援」を推進してきております。今後とも、地域が持っている教育力の一つ一つをつないで結集するために関係性を整理し、育てたい子ども像の共有に努めたいと考えております。

この懸案事項といたしましては、本市社会教育課が所管しております地域協育ネットでございますが、地域協育ネットの推進実行委員会は、社会教育委員が兼務して行っております。そして、この地域協育ネットの活動は、学校教育課が所管するコミュニティ・スクールとの関連性が強くなっておりまして、双方で連携をとりながら、地域や学校で活動が活発的にできるようにしっかりと連携を図ることとしております。

今年度は、地域連携推進室につきましては、本市の実態に即したやまぐち型地域連携教育の推進のために、社会に開かれた教育課程という観点を含んだ今後の展開を協議していくこととしております。

そのほか、この地域協育ネット推進事業につきましては、経済的な理

	由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童生徒への学習支援を、地域やNPO法人などと一緒に地域未来塾ということがありまして、これを県が推奨しておりますので、優先的に事業に取り組む方向にしております。 次に、3番目でございます。 児童文化センターにつきましてということでございますが、現在、湯田にある児童文化センターでは、児童の文化の向上を目的といたしまして、児童の絵画やかきかたなどの児童講座や、夏休みには各地域、南部地域を回っての絵画教室や、その他文化活動や行事等を実施しておりますけれども、湯田にございますということで、近隣地区に住んでいる子どもさんの参加がほとんどでございます。 市長部局においては、山口市生涯活躍のまち構想によりまして、児童文化センターも含めて、健康増進・多世代交流拠点の整備のための基本計画を今年度に着手される見込みでございまして、児童文化センター機能の今後のあり方を整理する必要があると考えております。 次に、4番目でございます。 社会教育活動推進事業についてでございます。 実施状況といたしましては、平成27年度より、地域交流センターの予算執行の一元化を図るため、全21地域の地域交流センターの活動推進委員会に対して補助金を交付しているところでございます。 活動の参加状況につきましては、阿東町との合併以降大きな増減はないことから、地域のニーズを反映しながら事業を実施しております。 補助金の内容については、11ページにお示しのとおりでございます。 懸案事項といたしましては、今まで公民館機能に地域づくり機能を付加した地域交流センターが平成21年度に位置づけられましたけれども、教育委員会が教育事業として担う公民館機能のあり方を検討していくこととしております。 最後でございます。12ページをお開きください。 成人式の運営についてでございます。 毎年、成人式の運営をしておりますけれども、成人年齢を18歳とするよう、民法改正案が閣議決定されております。成立すれば、2022年の4月1日から施行という段階になっておりまして、近い将来におきまして、報道等で、20歳の節目を祝う成人式の見直しを求められることが予想されております。18歳の受験時期は、成人式自体に参加できる人数も限られていることが予想されることもありますことから、本市といたしましては、「20歳のつどい」のように名称を改めて、引き続き20歳での実施を行うのが適当であると考えております。 社会教育課所管の説明は以上でございます。
藤本教育長	磯部文化財保護課長。

磯部文化財
保護課長

文化財保護課所管のものについて御説明申し上げます。

13ページでございます。

文化財保護につきましては、読んで字のごとく、国民共有の財産である文化財を保護・活用する部署でございまして、特に近年は、文化庁が打ち出す方針においても保護と活用、両方に重点を置いた取り組みが求められるようになっております。

そういった中で、今後、地元や大学との連携も模索していく必要がございまして、まず、その1番目に、山口大学との連携による事業ということで、鑄銭司・陶地区文化財総合調査という事業を平成28年度から行っております。

2年次に当たります昨年度は、実際に発掘調査を行いまして、銭が出るなど、一定の成果が出ております。引き続き32年度まで、5年間の計画で実施をしております。

本事業は、さまざまな形で地元の協力をいただきながら実施しておりまして、地元の方に文化財に対する認識を深めていただくために、発掘調査では地元の方々に実際に発掘調査に従事していただく、あるいは学校と連携して体験学習の場として発掘現場を提供する、あるいは地元住民向けの講座を年に1回開催するなど、調査の成果を地元還元するようにしてまいったところでございます。これらをきっかけに、地元が主体となって行うまちづくりに利用する機運が盛り上がっていくことを期待しております。

今後の課題といたしましては、鑄銭司・陶地区にございます国の史跡「周防鑄銭司跡」という遺跡でございますけれども、指定面積が約4万平米あるうち、5年間掘っても5%程度の調査にとどまりますので、実際にはもっと追加調査が必要になることが予想されております。したがって、連携の第1期終了後も、さらに大学との継続の模索、働きかけが必要になっていくものと考えております。

次に、2番目、地域主体の文化財の保存活用に向けた取り組みということで、平成29年度から、歴史文化基本構想の策定作業に入っております。3年間の計画で、文化財保護行政のマ스터プランを策定するものでございまして、市内各地域に所在する文化財について総合的な調査を行いまして、指定・未指定にかかわらず一体的に捉えて、文化財の保存活用の基本方針を定めることとしております。

2年次に当たります今年度は、文化財の抽出作業を行っておりますけれども、この構想自体が、今後の文化財保護行政の基本方針を定めていくものでございますが、さらに、まちづくりにまでこの文化財を活用するということを見据えたものでございますので、構想策定後のマ스터プランや実行策が重要なものとなってまいります。現状では、まだまだ本構想策定の意図が市民に十分浸透しているとはいえないので、さら

に情報発信を積極的に行っていくこととしております。

また、地域づくりや観光面への活用という意味では、市長部局の交流創造部や地域生活部との連携が重要でございまして、今後、連携を働きかけていくこととしております。

また、現在、市内には指定文化財が280件、史跡あるいは建物、彫刻その他いろいろございます。このうち山口市が主体となって整備をしておりますのが、いわゆる地形や風景と一体となっております史跡や庭園、これを現在行っておりまして、14ページの項目の中、1、名田島南蛮樋保存修理、それから2番、常德寺庭園保存修理、3番、大内氏遺跡の保存修理、4番、築山跡の第1期整備事業、5番、大内氏遺跡保存活用計画の策定、6番、旧桂ヶ谷貯水池堰堤の保存活用の検討など、やらなければならないことがたくさんございますが、1番、2番については、事業が大分進んでおりますけれども、以前からずっと実施しております大内氏遺跡につきましては、ようやく館の第1期が終わって、築山の第1期の整備事業に入ったところでございます。

これにつきましては、補足資料の1ページ、2ページに、築山跡の整備について、特に2ページですけれども、築山跡の第1期整備後のイメージを書いております。ちょうど旧菜香亭があったところでございまして、ここを、基本的には広場的な整備をして、市民が憩えて楽しめる、その中で歴史的な風を感じられるような整備を目指して行っていく予定にしております。

また、その下の5番のところに、大内氏遺跡の保存活用計画の策定と記載しておりますけれども、国も、活用計画をつくらないと整備を認めなくなってきております。整備に国費を投入しませんというふうになってきております。この大内氏遺跡は、昭和55年に保存管理計画をつくっておりますけれども、それ以降、一度も見直していないということで、見直さないと次の整備はないと言われておりますので、これを策定していくことにしておりまして、30年度中に策定を完了させる予定でございます。

6番、旧桂ヶ谷貯水池堰堤につきましては、登録有形文化財に平成28年度になりましたけれども、山奥にありまして、簡単に近づける環境ではございません。まずは、気軽に見学に訪れていただけるような整備を検討していきたいと考えております。

位置や写真につきましては、補足資料の3ページを御覧ください。

また、指定文化財の保存修理に向けた取り組みですけれども、建造物等の保存修理の中長期計画を検討が必要であると考えております。文化財は、元来、古いものでございまして、長く後世に伝えていくためには適切な維持管理や保存修理が欠かせませんけれども、修理には多額の費用を要し、いくら補助制度があるとはいえ、現実的には所有者負担を伴

	うことからなかなか進まないのが現状でございます。特に、建造物の保存修理は事業規模が数千万円から数億円でございまして、国庫補助がある場合でも、所有者及び県、市の負担は数百万から数千万円という額となります中で、まずは少しでもその負担が軽くなるように、県費の補助金の確保が大きな課題となっております。 また、市内の国指定重要文化財は、この10年のうちに修理時期を迎えるものや防災設備の更新を要するものが多くございまして、例えば瑠璃光寺五重塔は、あと5年ぐらいはもつかなと言われておりますけれども、それ以上は屋根の吹きかえが必要になると予想されております。そのほかの文化財でも、同じような修理を要するものがたくさん出てきておりますので、これらの計画を立てて、県、国に要望していくことが必要であると考えております。 次に、5番目、文化財の啓発に向けた取り組みでございます。 文化財保護課では、大内氏歴史文化研究会での講座、講演会あるいは実際に発掘調査を行っているときに、その発掘調査の現地説明会を行ったり、小中学校への出前授業を行ったり、また、職場体験の受け入れ等、さまざまな機会を捉えて普及啓発活動に努めているところでございます。平成30年度は明治維新150年に当たりますことから、特別に以下の記念事業も予定しております。 まず、山口市歴史民俗資料館では企画展を2つ、やまぐち歴史講座で幕末・明治維新関連の講演会を行います。 鑄銭司郷土館では、大村益次郎に関する講座を計6回行うことに加え、大村家ちょうちんのレプリカ作成を予定しております。 山口市小郡文化資料館につきましては、現在も行っておりますけれども、「小郡と明治維新」と題し、幕末動乱からの展示を行っております。 また、文化財保護課が委託をしております大内氏遺跡等のガイダンス事業でございますけれども、こちらで明治維新史跡の探訪企画を計画しているところでございます。 文化財保護課については以上でございます。
藤本教育長	それでは、最後に藤井中央図書館長。
藤井中央図書館長	続きまして、中央図書館でございます。 山口市立中央図書館のサービスについてでございますが、基本理念でございますけれども、目指すまち・図書館の姿としては、「いつでもどこでも 本のあるまち どんな時も 身近に役立ち 出会いを大切にする図書館」としております。 イメージ図といたしましては、資料4の4ページ上側でございます。 続きまして、中央図書館の15周年リニューアル事業についてでございますが、これはイメージ図を4ページ下側から5ページ上側でございます。

中央図書館は、平成30年11月に開館15周年を期にリニューアル事業を実施いたすこととしております。

事業の内容といたしましては、館内に、飲み物を持ち込み可能な空間とギャラリー展示、講座等を開催できる空間を整備いたすものでございます。整備に当たっては、「日本一 本を読むまちづくり」の実現に向け、まちじゅう図書館の事業と一体的に進めることとしており、総合プロデュースコンサルタントの提案等により、事業を進めることとしていきます。

なお、平成30年度の歳入に計上しておりました交付金985万円については不採択となりましたが、不採択となった交付金部分につきましては、一般財源が充当される見込みでございます。

続きまして、18ページでございます。

まちじゅう図書館の取り組みについてですが、前回策定いたしましたサービス計画では「日本一 本を読むまち」を掲げ、システムの一元化や学校図書館支援サービスの充実、阿東図書館の新館の開館などを実施したところでございます。今後は、書店などと連携した読書推進イベントや民間事業所への団体貸出等を実施していきたいと考えております。

イメージ図といたしましては、6ページ下でございます。中央奥に図書を置いた棚が見えると思いますが、こういう形で、まちじゅうの事業所等に団体貸出等を行っていききたいと考えております。

続きまして、市全域サービスのあり方についてでございます。

移動図書館ぶっくんは、2台で巡回サービスを行っております。巡回先でございますが、資料5の7ページ、8ページでございます。

老朽化しました1台につきましては、平成30年度に更新する予定でございます。

近年の利用状況は、横ばいでございます。サービスステーションの見直しや追加を実施してまいりましたが、全地域を移動図書館でカバーすることは困難な状況でございます。今後は、障がいのある方や高齢者に配慮した運行体制へと見直していきたいと考えております。

また、現在、阿東地域で実施しております地域交流センター分館への配本を徳地地域でも実施し、資料の受け取り場所を、民間事業者への拡充などにより、サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4番、学校図書館支援サービスについてですが、現在、学校図書館支援サービスについては、小学校100冊、中学校50冊、幼稚園25冊の配送による団体貸し出しを行っております。平成27年度までは、中央図書館づけの学校司書をモデル校に2名配置しておりましたが、28年、29年には1名を学校に配置し、1名を中央図書館に配置しております。

今後でございますが、2名を中央図書館に配置し、定期的に各学校を

	訪問し、学校図書館の運営に関するアドバイスなどを行ってまいりたいと考えております。 また、平成31年度でございますが、中国地区学校図書館研究会の引き受け校、湯田小、良城小、鴻南中との連携強化や、新たに保育園への配送による団体貸出を実施してまいりたいと考えております。 続きまして、蔵書の充実についてでございます。 平成29年度に蔵書冊数が70万冊を達成したため、平成30年度からは蔵書充実プロジェクトの経費が全額カットされたところでございます。今後は、多様な資料入手ルートを確保し、分担収集などの体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。また、地域資料の蔵書充実やデジタル化などを進めてまいりたいと考えております。 その他でございます。 駐車場の不足でございますが、市役所別館駐車場の開放や、YCAMとNHKとの間に新たに駐車場15台分が整備されましたが、イベントの開催時は依然として駐車場が不足しております。県職員住宅用地、これはJR側のほうになります用地でございますが、そちらの取得に向けて、交流創造部へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。 中央図書館につきましては、以上でございます。
	藤本教育長 どうもありがとうございました。協議第1号につきまして、各課長から説明がございましたが、どの項目でも結構ですので、御意見がございましたらお願いいたします。佐藤委員。
	佐藤委員 質問と意見ですが、6ページ、教職員の働き方改革についての、まずは(2)と(3)です。小学校3名、中学校4名というのは、どういう形で。例えばエリアごとになのか、曜日ごとにアシスタント配置が行われるのかというのが聞いてみたいというのが1点と、もう一点は、意見ですが、1番の部活動指導員の配置、この部活動指導員にあたる方というのがどれぐらい、例えばその方たちの事前の、任命されるのに研修とか何かそういうものがあるのかと思いました。こういうところに選ばれる方は、自分の子どものことを考えても、スポ少とかクラブチームの経験がある方で、スポーツの指導とかその技術の指導においてはすごくたけていらっしゃると思うのですが、例えば特別な配慮の必要な子どもとか、そのあたりのところがどれぐらい認識されているのかと。子どもたちにとったら、同じ先生という形で見ていくので、そのあたりの申し合わせがどれぐらいあるのかということが聞いてみたかったです。
	藤本教育長 重枝学校教育課長。
	重枝学校教育課長 まず、業務アシスタントと地域連携アシスタントの配置についてでございますけれども、現時点では曜日とかの交代ではなく、学校の大きさ等によりまして業務が集中しているような学校、そういうところに今年度については配置をしていこうと考えております。

	次に、部活動指導員についてでございますけれども、こちらは委嘱する前に研修会等が必要ということが県の文書に記載がございますので、そのあたりも含めて適切な指導が行われるように配慮していきたいと考えております。
藤本教育長	ほかにございましたら、お願いいたします。宮原委員。
宮原委員	佐藤委員さんの御質問に関連して、7ページです。部活動指導員の配置事業の中で、国が週2回休日を設定するようという提案をしていますが、県はまだ期間を明言していないためにというふうに書いてあるのですが、県がはっきりしてからでないと市としてどういうふうに動くかというのは決められないということですか。
藤本教育長	重枝課長。
重枝学校教育課長	御指摘のとおり、国は週2回が望ましいという形で文書を出しておりますけれども、県が昨年度から出している文書や、今年度も年度当初に学校へ通知した文書につきましては、週1回は必ず休むと。そして月に1回は土日に必ず休みを入れるという内容でございますので、そのあたりを考慮し、対応を検討していきたいと考えております。
宮原委員	県の意向といいますか、そういうことを考えながら、市は市で独自で行ってよいということですね。
藤本教育長	週1日は、確実に休みを入れるということです。
宮原委員	わかりました。県がどうして国の意向と違う説明をしているのかということについても聞いてみたいと思いましたので。 もう一つ。6ページの道徳教育のところです。昨年学校訪問をさせていただいたときに道徳教育を参観させていただいたのですが、そのときの使用教材が、モラルジレンマとかいう教材でした。それで、子どもたちがそれについて議論をするというところだったのですが、意見の違う子に対して、いや、そういう人間になっていいのかみたいなちょっときつい感じの意見もあって、議論の方法、やり方のほうがむしろ大事ななというふうに感じました。自分の意見も率直に言うけれども、相手の意見も聞くという。アサーションというか、相互にお互いを大事にするコミュニケーションの仕方のほうがむしろ大切。議論のやり方の中で、そういうことのほうが大事ななと感じましたので、授業づくりの中でそういう点もぜひ研究していただきたいと思いました。 それから、学教教育課ばかりで申し訳ないですけど、5ページの就学援助制度の見直しについての検討課題がいろいろありますけれども、例えばどの段階かで事務局の方々に検討される、適正化委員会の議論を踏まえて事務局で議論されて、また定例会とかで途中議論をするということなのか、事務局で決められたものをこちらで賛成、反対ということになるのか、どのような形に進んでいくのでしょうか。

	重枝学校教育課長 まず、道徳の議論についてでございますけれども、考え、議論するところが出てきておりますけれども、そのやり方についてはさまざまあるかと思えます。ただ、相手を傷つけたり、相手の考えを根本から否定したりするようなやりとりというのは子どもたちにとっても望ましくはございませんので、温かさのある、深まりのある議論についても授業づくりの中で指導していきたいと考えております。 それから、就学援助につきましてですけれども、前回の検討委員会の中でも検討された中で、御意見としてはいただいておりますが、現時点では地域には区分３段階のチラシをまかせていただきまして、それで本年度の申請も行われているところでございます。 今後、部内での話もございますけれども、最終的には検討委員会を予定どおり３年後に開催するのか、それとも臨時に開催するのか、そのあたりも含めて意見をまとめていくという段階でございます。
	宮原委員 ありがとうございます。
	藤本教育長 その他ございますか。山本委員さん。
	山本委員 教育総務課の学校の適正規模・適正配置についてですけれども、最後の行に、教育委員会としては最も望ましい形を最優先に考えるとともに、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら丁寧に対応していくという方針を持っていると。これはもっともだなと私も賛成でありますけれども、私たちが学校訪問をして子どもたちの様子を見ていく際に、もしも今の時点で考えていらっしゃるような構想とかあるいはターゲットとする学校があればお教えいただきたいなというふうに思います。
	藤本教育長 中村教育総務課長。
	中村教育総務課長 学校の適正規模・適正配置についての御質問でございます。 平成２０年８月に、先ほど御説明しました基本方針がございますが、その中では、検討の対象といたしまして、先ほど御説明しましたような、小学校については５学級以下、大きいほうでは３１学級以上で、中学校は６学級以下、３１学級以上という、過小規模校と過大規模校というような区分をいたしております。 現在は、この検討の対象になる小学校、中学校につきましては、小学校が６小学校ほどございます。中学校につきましては、５中学校ございまして、検討の対象になるとすればこういったところが対象になってくるとは考えておりますけれども、現在のところ、今後の児童生徒の推移等も見まして、すぐに具体的な検討を図るところまでは至っていない状況でございます。 ただ、おっしゃられたように、学校の統廃合につきましては、学校自体が地域のコミュニティー施設というような位置づけもございますし、地域の方も愛着を持った施設という、学校以上の思いを持たれている方もいらっしゃると思いますので、単に数が少なくなったからといって機

		械的にやるのではなくて、そういう検討をする段階になったら十分に地域の方と協議をさせていただきながら、一番いい方法を考えていきたいというふうに考えております。
	藤本教育長	その他ございますか。
	山本委員	続けて、もう一点。 9ページの地域協育ネット推進事業の中の懸案事項の中で、地域協育ネットとコミュニティ・スクールのそれぞれの機能を整理した上で役割分担を明確にするという、これはとても大事なことだと思います。うまく言えないのですが、昔は組織というと、上部組織があつて、そこに中組織がぶら下がって、さらにその下に下部組織がぶら下がっているというようなイメージが組織にはあるわけですが、このコミュニティ・スクールや地域協育ネットあるいはもっと大きくは地域づくり協議会、そんな組織全体を考えると、組織がベン図みたいなイメージしか湧きません。 そうした中で、役割分担をどうするとか機能をどうするといったときに、果たして本当にこれが可能なかどうかというところにとっても難しさを感じると同時に、でもこれはやらなくては地域の高齢者は大変だぞという思いが半分あるわけです。ぜひともこのあたりを、結果はどうなるかはわかりませんが、一歩踏み込んで、検討というか、研究していただきたいという思いがあります。 ほかの市町も同じですが、学校のコーディネーターさんであるとかそういったものが、多くが公民館あるいは交流センターの職員が担っているということが結構あります。この方々は、どういう立ち居振る舞いをしていらっしゃるのだろうというのが、私にとってわかりにくいところがありまして、ぜひとも研究を進めていただきたいというお願いでございます。
	藤本教育長	今の件で、井上社会教育課長。
	井上社会教育課長	本市教育委員会には、学校教育課と社会教育課とで地域連携推進室という組織をもっておりまして、その中で、コミュニティ・スクールは学校運営協議会と、地域協育ネットは社会教育委員さんが兼務というふうになっております。 社会教育課といたしましては、社会教育委員さんによる検討委員会を開催するなど、地域づくり協議会などの地域と家庭と学校が、さまざまな地域の特徴を踏まえながら役割分担を検討していき、市長部局が所管している協働推進課とも一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。
	藤本教育長	本日、鴻南中の校長先生と話をしたときに、大歳小と良城小とは考え方が違うということで、前の考え方を払拭し、新たなシステムをつくら

	うということでやっておられます。本当に実のあるものにできるよう研究していこうと考えております。 その他、何かございますか。竹内委員さん。
竹内委員	質問ですけど、3ページのトイレの洋式化、その中に、乾式化、洋式化、非接触化というのはどういうものですか。
伊藤教育施設管理課長	蛇口にさわるとそこからばい菌が繁殖するので、手をそのものに触れないものでございます。手を差し出すだけで水が出るような工夫がなされているものでございます。
竹内委員	わかりました。
藤本教育長	その他、ございましたら。佐々木委員さん。
佐々木委員	2点ありますが、1点目は、12ページの成人式の運営についてです。今年の成人式は、ビンゴゲームだったか、アトラクションを計画されたため、成人が早目に会場に入ってくれたということはありませんが、一部の者の態度がよくなかったということもありました。そういったビンゴに相当するものは、今後も引き続き計画されるのかどうかということをお聞きしたいです。それが1点です。
藤本教育長	井上社会教育課長。
井上社会教育課長	山口市の商品を成人の方にピーアールするということではじめておりまして、商品の配布につきましては、次年度以降も行ってまいりたいと考えております。また、昨年までは、式典会場になかなか入っていただけない状況もございましたので、集客手段として、引き続き行ってまいりたいと考えております。 山口市民会館は1,500人程度の収容がございしますが、それ以上の方が入られたということになっておりますので、小ホールと大ホールを中継でつなぎ、皆さんが参加できるような式典にしていきたいと考えております。 以上でございます。
佐々木委員	ありがとうございました。 もう一点は、18ページです。ぶっくんを更新予定ということですが、改造車両になりますので1,600万円ぐらいはかかると思いますけど、これは妥当な金額なのでしょうか。車両にかかるのか、特定車両を購入した後、中を改造するのにかかるのか。結構な額なのでそこらあたりを教えていただければと思います。
藤本教育長	藤井中央図書館長。
藤井中央図書館長	消防車両と同じように、初めから改造したものを購入する予定でございます。 なお、改造されている車両自体が大変少ないため、割高になるという部分は否めないと考えております。

	以上でございます。
藤本教育長	その他、よろしいでしょうか。竹内委員さん。
竹内委員	19ページの蔵書の充実ですけども、予算の全面カットで大変な感じですが、選書をされるための会議というのは、月に何回か、年に何回かあるのですか。
藤本教育長	藤井中央図書館長。
藤井中央図書館長	毎週金曜日に行っておりまして、私、中央図書館長が委員長という形で蔵書会議をさせていただいております。 以上でございます。
藤本教育長	その他、よろしいでしょうか。 それでは、以上で、本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会は、こちらの第2会議室で、5月23日水曜日、午後2時00分からの予定です。 以上をもちまして、平成30年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。
署名	上記のとおり相違ありません。 平成30年4月24日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____